

鳥取縣公報

まるあらわし

例

◆鳥取縣令第二十四號

因伯牛犢生産検査手數料條例改正について
昭和十三年十二月鳥取縣條例第九號因伯牛犢生産検査手

數料條例中次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年七月十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

第一條中「金貳圓」を「金拾圓」に改める。

市町村長

鳥取縣訓

本書ノ大キサヘ國定調補54例

昭和二十二年七月十一日
鳥取縣知事 西尾愛治

本書ノ大キサヘ國定調補54例

昭和二十二年臨時國勢調査事務取扱手續

第一條 昭和二十二年臨時國勢調査事務は、昭和二十

二年臨時國勢調査規則（以下規則と稱す）昭和二十二

年臨時國勢調査施行心得（以下心得と稱す）に定める

ものと外本等續に於らなければならない。

第二條 市町村長は市役所、町村役場内に臨時國勢調査

係を置いて、管内に於ける國勢調査の事務を處理しな

ければならない。

臨時國勢調査係に係長一人を置き所屬吏員

中から市町村長之を命じなければならない。

市町村長前項の係長及び係員を任命したときは、直に

其の職氏名を知事に報告しなければならない。

其の異動があつたとき亦同じである。

昭和二十二年臨時國勢調査事務取扱手續を次のように改める。

昭和二十二年七月十一日

歳入歳出計算書

第一款 學校給食施設費

第二款 學校給食施設費

歳出合計

旅費、出張費

正 周年記念費

昭和二十二年七月十一日附號外鳥取縣公報登載の鳥取縣令

第五十六號頒佈新規則に正誤する。廿、四、八、〇、四、八、

謹「露天營業費縮減規則」は「露店營業取締規則」に之

二頁三行處「第十六條中略は「第七條」の誤りに付夫々

訂正する。

旅費、出張費

00166

昭和二十二年七月十一日印刷

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) 發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) 發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) 發行